

令和 7 年度 事業計画書

社会福祉法人川井心生会事業計画
特別養護老人ホーム心生苑事業計画
・短期入所生活介護事業
・介護予防短期入所生活介護事業
心生会在宅介護支援センター事業計画
心生会指定居宅介護支援事業所事業計画

社会福祉法人 川井心生会

令和7年度 社会福祉法人川井心生会事業計画

1. 基本理念

「心ふれあい 共に生きる」

私たちは、常に利用者様とそこそご家族様の立場に立ち、心のふれあいを大切にしたサービス提供を心がけます。また、二度とない人生を共に歩む者として、互いに出会えたことに感謝し、共に充実した人生を築くことを目標とします。

＜5つの誓い＞

- ①さわやかな挨拶
- ②にこやかな笑顔
- ③やさしい言葉
- ④愛情と真心の介護
- ⑤人に尽くせる喜びに感謝

2. 社会福祉法人川井心生会倫理規程（平成20年4月1日制定）

社会福祉法人川井心生会職員は、地域の福祉の担い手として社会的使命と職務の責任を常に考え、豊かな人間性を磨くことを心がけ、ここに倫理規程を設ける。

1. 私たちは、利用者様の人権を尊重します。
2. 私たちは、利用者様が最後まで尊厳ある人生が送れるように援助し、常に反省と誠意と笑顔を忘れず、明るい生活の場作りに努めます。
3. 私たちは、利用者様が心身ともに健やかに、その能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、専門性の高い知識と技術を持って支援します。
4. 私たちは、「生命に寄り添うサービス」に従事しているという意識を強く持ち、利用者様とそこそご家族様の満足度を高めるために、良質かつ適切なサービスを行います。
5. 私たちは、常に利用者様の福祉・介護ニーズを把握する努力を行い、そのニーズに的確に対応するための事業展開と、その基盤としての地域との信頼関係作りの推進を目指します。
6. 私たちは、地域における福祉のプロとしての誇りを持てるように専門職としての自覚を持ち、日々自己研鑽に励み、質の高い人材育成にも努めます。
7. 私たちは、利用者様の人権を保護するために、職務上知り得た情報について在職中はもとより退職後においても固く守り、これを他者と共有する場合については、適切な判断のもとに対応します。

3. 経営方針

～「地域福祉の灯台」を目指して～

社会福祉法人川井心生会は、各事業をとおり利用者の多様な福祉ニーズに応え、提供する福祉サービスがその利用者の意向を尊重し、総合的に提供されるよう創意工夫すると共に、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援に努めます。

また、法人経営面においては、健全で活力ある経営の推進を目指すと共に、地域社会に対し社会貢献活動を積極的に行い、「地域福祉の灯台」として、地域の信頼や期待に充分に応えられる法人経営を目指します。

4. 重点項目

(1) 利用者の生命の尊厳と人権の擁護

利用者一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し支援する。

(2) 職員の意識改革と人材育成

常に接遇（利用者様の思いに寄り添い、心地良い時間と空間を提供する技術）の向上を意識し支援できる人材の育成を図る。

(3) 事業の健全な経営管理の徹底

経営管理体制の充実と経営基盤の強化に向けた組織作りを行う。

(4) 危機管理体制の充実

多様な災害及び感染症等に関する事業継続計画の充実を図り、事業の継続性に向けた各種環境整備を図る。

(5) 積極的な地域貢献

地域貢献事業活動を通し、地域のニーズに合わせた事業の検討と実践を図る。

令和 7 年度 特別養護老人ホーム心生苑事業計画

(指定短期入所生活介護事業所・介護予防短期入所生活介護事業所)

1. 基本方針

特別養護老人ホーム心生苑は、「高齢者は多年にわたり、社会の進展に寄与した者として敬愛され、かつ健全で安らかな、生活を保障するものとする」という基本理念に基づき、常に施設利用者様の意思及び人格を尊重し、明るく家庭的な雰囲気を大切にした介護の提供を目標とする。また、家族や地域、及び関係機関との結び付きを重視した運営を行い、常に地域に愛され信頼される施設作りに向け努力するものとする。

指定短期入所生活介護事業所については、多様化する地域の在宅介護の支援者としての役割を担えるよう、地域の関係機関、及び介護支援専門員等との連携を緊密にし、サービスの利用により利用者ご家族様の介護に対する身体的、精神的負担の軽減を図ることを目標とするものである。また、利用者様の意思、及び人権の尊重への配慮も十分に行い、利用者様の身体状況、要望等に充分応えられる介護サービス提供に向け努力するものである。

また、介護予防短期入所生活介護事業についても、関係機関との連絡を密にし、利用者様の受け入れに際し支障をきたさぬよう十分配慮を行うものとする。

2. 重点目標

(1) 利用者の人権を尊重したケアの徹底

利用者の人権を守り、その人らしい生活を支える支援に努める。

(2) サービスの質の向上

職員として、豊かな感性と思いやりの心を育み、常に専門的知識や技術の修得、実践に努め提供するサービスの質の向上に努める。

(3) 施設の危機体制の見直し

災害及び感染症等、危機状態に対応した事業継続計画等の見直しを図り危機管理体制の充実を図る。

また、川井地域防災協力隊との連携を強化し、より実践的な協力体制作りに向けた取り組みを行う。

3. 各職種の目標

(1) 事務部門

① 経営管理の徹底

・経営管理体制の充実に向け、収支状況の把握、分析、情報共有等を効果的に行い体制の強化に努める。

② 組織体制の見直し

・施設の組織体制、研修体制を見直し組織の充実と活性化を図る。

③危機体制に対応した経営の検討

- ・災害や感染症等を想定した「事業継続計画」に関し、事業の継続性の向上に向け継続的な見直しを行う。

(2) 生活相談員、介護支援専門員部門

①利用者の人権を尊重したケアの徹底

- ・利用者の権利擁護に関する意識を高め、日々のケアの充実を図る。

②介護の質の向上

- ・各職種の連携を強化し、ケアプランに基づくケアの徹底を図る。

③防災及び感染症対策の検討と徹底

- ・様々な災害や感染症等を想定した検討を行い業務の見直しを図る。

(3) 介護部門

①利用者の人権を尊重したケアの徹底

- ・日々のケアの中で職員としての接遇（利用者様に寄り添い、心地良い時間と空間を提供する技術）の向上を目指す。

②レクリエーション活動の充実

- ・委員会活動等を通し、利用者の皆さんの生活の充実と楽しみ作りに向け継続的な取り組みを行う。

③感染症対策の徹底

- ・感染症に関する研修等への参加や開催を行い、感染症に対する予防や対策等の充実を図る。

(4) 看護部門

①感染症の予防と、対応策の充実

- ・利用者及び職員の健康状態の把握に努める。
- ・感染症に対するマニュアルの見直しと徹底を図る。

②介護部門及び診療所等との連携強化

- ・介護部門及び診療所等との連携強化を図り、利用者の健康管理と病状急変時の対応の強化に努める。

(5) 栄養管理・調理部門

①利用者に楽しんでもらえる食事の提供

②食中毒等に対する予防や対応策等の徹底

- ・食中毒予防マニュアル等の徹底を行う。

4. 職員会議等

会 議 名	開催時期	会 議 内 容
企画会議	月 1 回 及 び 随 時	各事業及び各部署の事業実施状況の把握や課題分析、調整及び伝達を図る会議。 (施設長、主任生活相談員、生活相談員、介護支援専門員、主任看護職員、主任介護職員、主任事務員、管理栄養士で構成)
職員全体会議	随時	各事業の業務全般に渡る連絡事項の周知及び、各事業の課題や改善点の検討、共有を図る会議。(全職員参加対象)
施設内研修会	随時	計画に沿って、研修を実施し、職員の資質向上を図る。
カンファレンス	週 1 回	介護サービス計画の決定と、サービス提供の役割分担の確認を行う。
ケース検討会	随時	困難ケース等、必要に応じ開催し職員の介護力向上を目的に開催する。

令和7年度 心生会在宅介護支援センター事業計画

1. 基本方針

在宅介護支援センターの事業は、在宅の要援護高齢者等とその家族、地域住民等からの総合的な相談に応じ、必要な助言を行うとともに、ニーズにあったサービスが受けられるよう関係機関との連絡調整を行い、要援護高齢者等とその家族の福祉向上を図り、地域との連携を緊密にしながら在宅福祉を支援する。

具体的には、川井診療所及び地域包括支援センターとの連携を主軸に、他の関係機関との等との連携強化を図り、より安心できる在宅生活支援に向け取組むこととする。

2. 重点目標

- (1) 地域の要援護高齢者等や家族の把握及び介護ニーズ等の把握
- (2) 公的保健福祉サービスの適用調整と利用啓発
- (3) 在宅介護に係る相談対応と指導、助言
- (4) 保健・福祉・医療関係機関、相談協力員、ボランティア等との連絡調整
- (5) 福祉用具の紹介、住宅改修の相談等への指導、助言
- (6) 介護予防の推進

3. 年間事業計画

- (1) 関係機関との連絡調整、情報交換（随時）
- (2) 相談、訪問の助言、指導（随時）
- (3) 地域ケア会議
- (4) 一人暮らし高齢者防火指導（川井分署）
- (5) 研修会
 - ・在宅介護支援センター職員研修会
 - ・住宅改修、福祉用具研修会
 - ・介護予防関連研修会

令和 7 年度 指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 基本方針

指定居宅介護支援事業所の事業は、利用者が可能な限り居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが、利用者にとって総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とする。

そして、常に利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

また、居宅サービス計画によるサービス提供の確保のため、各サービス機関、事業所との連絡調整を積極的に行い、より利用者及び家族が地域で安心した在宅生活が送れるよう支援に努める。

2. 重点目標

- (1) 地域包括支援センター及び川井診療所等との連携強化を図る。
- (2) 利用者が抱える課題を分析し、利用者や家族の意向に沿った居宅サービス計画を作成する。
- (3) 居宅サービス計画に従ったサービスが提供できるよう各事業者との調整を行なう。
- (4) 利用者のニーズから、地域に不足している社会資源に関する情報を発信し資源の確保や開発に努める。

3. 年間事業計画

- (1) 要介護認定の申請、更新、訪問調査
- (2) 介護サービス計画の作成
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 介護支援専門員実務者研修会